

「千葉県医療審議会運営要綱」の一部改正について

1 改正理由

医療法の一部改正により、地域医療連携推進法人制度の創設（平成29年4月2日施行）、医療法人制度の見直し（平成28年9月1日施行）が行われ、新たに地域医療連携推進法人の認定及び医療法人の分割の認可について、都道府県知事が行うこととなったこと等から所要の改正を行う。

また、医療対策部会の調査審議事項について、運営実態にあわせ規定を整備する。

2 改正内容

(1) 医療法の一部改正に基づく改正

医療法人部会の調査審議事項に、「医療法人の分割認可に関する事項」、「社会医療法人の認定等に関する事項」及び「地域医療連携推進法人の認定等に関する事項」を追加する。

(2) その他規定の整備

① 医療対策部会の調査審議事項を、「地域における医師確保に関する事項」から「地域における医師等の確保に関する事項に関する事項」に変更する。

② 委員及び専門委員が任期途中で交代があった場合、新委員は前任者が所属していた部会に属する旨を規定する。

3 施行日

平成28年11月22日

(ただし、要綱第4の医療法人部会の調査審議事項のうち、地域医療連携推進法人の認定等に関する事項は平成29年4月2日施行)

千葉県医療審議会運営要綱（改正案）

（目的）

- 第1 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）に基づく、千葉県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会長及び副会長）

- 第2 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は会務を総理する。
 - 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

（会議）

- 第3 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。
 - 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

- 第4 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

| | |
|----------|---|
| 医療法人部会 | 医療法人の設立・解散・合併及び分割の認可等に関する事項 社会医療法人の認定等に関する事項 地域医療連携推進法人の認定等に関する事項 |
| 病院部会 | 病院の開設・増床等の取扱いに関する事項 地域医療支援病院の名称の承認等に関する事項 |
| 地域保健医療部会 | 千葉県保健医療計画に関する事項 |
| 医療対策部会 | 地域における医師等の確保に関する事項 |

- 2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じてその他の部会を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長及び会長が指名した者とする。
なお、千葉県組織規程第146条第2項の定めによる補欠委員は、前任者が所属していた部会に属するものとする。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 第3の規定は、部会に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 6 部会における決議は、これを審議会の決議とする。ただし、部会長が必要と認めたときは審議会に付するものとする。

(庶務)

第5 審議会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

なお、医療法人部会、病院部会及び医療対策部会の庶務は、健康福祉部医療整備課において処理する。

(雑則)

第6 以上のほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年11月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成4年7月7日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成6年11月21日から施行する。
- 4 この要綱は、平成9年3月17日から施行する。
- 5 この要綱は、平成11年9月17日から施行する。

- 6 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成18年12月27日から施行する。
- 8 この要綱は、平成28年11月22日から施行する。ただし、第4の医療法人部会の調査審議事項のうち、地域医療連携推進法人の認定等に関する事項は平成29年4月2日から施行する。

千葉県医療審議会運営要綱 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|------|-----|----------|-----|--------|--------------------|---|--------|------------------------|------|-----|----------|-----|--------|------------------|
| <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p> <table border="1" data-bbox="228 387 1077 842"> <tr> <td data-bbox="228 387 517 611">医療法人部会</td> <td data-bbox="517 387 1077 611"> <u>医療法人の設立・解散・合併及び分割の認可等に関する事項</u> <u>社会医療法人の認定等に関する事項</u> <u>地域医療連携推進法人の認定等に関する事項</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 611 517 691">病院部会</td> <td data-bbox="517 611 1077 691">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 691 517 770">地域保健医療部会</td> <td data-bbox="517 691 1077 770">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 770 517 842">医療対策部会</td> <td data-bbox="517 770 1077 842">地域における医師等の確保に関する事項</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長及び会長が指名した者とする。 <u>なお、千葉県組織規程第146条第2項の定めによる補欠委員は、前任者が所属していた部会に属するものとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第5, 6 (略)</p> <p>附則 (施行期日) 1～7 (略)</p> <p>8 <u>この要綱は、平成28年11月22日から施行する。ただし、第4の医療法人部会の調査審議事項のうち、地域医療連携推進法人の認定等に関する事項については平成29年4月2日から施行する。</u></p> | 医療法人部会 | <u>医療法人の設立・解散・合併及び分割の認可等に関する事項</u> <u>社会医療法人の認定等に関する事項</u> <u>地域医療連携推進法人の認定等に関する事項</u> | 病院部会 | (略) | 地域保健医療部会 | (略) | 医療対策部会 | 地域における医師等の確保に関する事項 | <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p> <table border="1" data-bbox="1189 387 2033 842"> <tr> <td data-bbox="1189 387 1476 611">医療法人部会</td> <td data-bbox="1476 387 2033 611">医療法人の設立・解散・合併認可等に関する事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 611 1476 691">病院部会</td> <td data-bbox="1476 611 2033 691">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 691 1476 770">地域保健医療部会</td> <td data-bbox="1476 691 2033 770">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 770 1476 842">医療対策部会</td> <td data-bbox="1476 770 2033 842">地域における医師確保に関する事項</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長及び会長が指名した者とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第5, 6 (略)</p> <p>附則 (施行期日) 1～7 (略)</p> | 医療法人部会 | 医療法人の設立・解散・合併認可等に関する事項 | 病院部会 | (略) | 地域保健医療部会 | (略) | 医療対策部会 | 地域における医師確保に関する事項 |
| 医療法人部会 | <u>医療法人の設立・解散・合併及び分割の認可等に関する事項</u> <u>社会医療法人の認定等に関する事項</u> <u>地域医療連携推進法人の認定等に関する事項</u> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 病院部会 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域保健医療部会 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療対策部会 | 地域における医師等の確保に関する事項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療法人部会 | 医療法人の設立・解散・合併認可等に関する事項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 病院部会 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域保健医療部会 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療対策部会 | 地域における医師確保に関する事項 | | | | | | | | | | | | | | | | |

趣旨

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずること。

1. 地域医療連携推進法人制度の創設

(1) 都道府県知事の認定

○ 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができる。

<参加法人(社員)>

- ・ 病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人。
 - * 介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる。

<主な認定基準>

- ・ 地域医療構想区域を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること。
- ・ 地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べるものと定めていること。
- ・ 参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を少なくとも求めるものと定めていること。
 - * 都道府県知事の認定は、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴いて行う。

(2) 実施する業務

- 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携の推進(介護事業等も含めた連携を加えることができる。)
- 医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務。
 - * 一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする。

(3) その他

- 代表理事は都道府県知事の認可を要することとともに、剰余金の配当禁止、都道府県知事による監督等の規定について医療法人に対する規制を準用。
- 都道府県知事は、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認めるときは、地域医療構想の推進に必要である病院間の病床の融通を許可することができる。

2. 医療法人制度の見直し

(1) 医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化に関する事項

- 事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する医療法人は、厚生労働省令で定める会計基準(公益法人会計基準に準拠したものを予定)に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等による監査、公告を実施。
- 医療法人は、その役員と特殊の関係がある事業者との取引の状況に関する報告書を作成し、都道府県知事に届出。
- 医療法人に対する、理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定。理事会の設置、社員総会の決議による役員の選任等に関する所要の規定を整備。

(2) 医療法人の分割等に関する事項

医療法人(社会医療法人その他厚生労働省令で定めるものを除く。)が、都道府県知事の認可を受けて実施する分割に関する規定を整備。

(3) 社会医療法人の認定等に関する事項

- 二以上の都道府県において病院及び診療所を開設している場合であって、医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものについては、全ての都道府県知事ではなく、当該病院の所在地の都道府県知事だけで認定可能。
- 社会医療法人の認定を取り消された医療法人であって一定の要件に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは収益業務を継続して実施可能。

3. 施行期日等

- 公布の日(平成27年9月28日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2(1)(一部)、(2)、(3)については、公布の日(平成27年9月28日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の医療法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。